

第9回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成19年11月20日(火)午後1時30分から午後4時10分まで

2 開催場所

岐阜家庭裁判所大会議室

3 出席者(五十音順)

荒井秀太郎委員, 有富正剛委員, 岩塚見洋子委員, 小川サチ子委員, 神谷妙子委員, 田口由紀男委員, 竹花孝則委員, 中村直文委員, 武藤玲央奈委員

(事務担当者)

石井裁判官, 山田次席家裁調査官, 一谷主任家裁調査官, 高橋首席書記官, 矢野訟廷管理官, 加藤書記官, 山田事務局長, 朝倉事務局次長, 浅野総務課長

4 議 事

(1) 新任委員の紹介(五十音順)

岩塚見洋子委員, 神谷妙子委員, 竹花孝則委員, 中村直文委員, 武藤玲央奈委員

(2) 委員長選任

中村直文委員(岐阜家庭裁判所長)を指名

(3) 委員長代理の指名

有富正剛委員(岐阜家庭裁判所裁判官)を指名

(4) 委員長あいさつ

(5) ビデオ上映「少年審判～少年の健全な育成のために～」

(6) 少年審判廷, 観護措置室及び調査室の見学

(7) 裁判所からの説明

ア 少年審判手続について

ビデオでは, 少年は警察・検察段階で, 逮捕又は勾留された状態で家裁に送致された(身柄付送致)が, このほかにも, 書類のみが先に送致された(在

宅送致)後に調査や審判のための呼出手続が行われる場合もある。

少年の身柄が拘束された状態で、家庭裁判所が事件を受理すると、直ちに裁判官が釈放するか少年鑑別所に収容するのかを判断することになるが、今回のビデオのケースでは少年鑑別所に収容することに決定された。

少年鑑別所に収容された場合、家庭裁判所は、通常4週間以内に処分を決めることになる。この処分を決めるための少年審判は、懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すという趣旨から、非公開が原則となっている。また、少年の処分は、単に法律上の犯罪の軽重だけでなく、少年鑑別所の鑑別の結果や家庭裁判所調査官による調査の結果を基に、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識を踏まえて決められる。

少年審判は、特別な場合を除いて、検察官が立ち会わない点や保護者が立ち会う点などで、通常の刑事裁判とは異なっている。

審判が行われる前に、被害者から裁判官や調査官が意見や事情を聞き、少年の処分を決める際の参考とすることもある。

家庭裁判所調査官の調査報告や少年鑑別所の鑑別結果を受けて、裁判官が少年に保護処分を言い渡す。保護処分の種類としては、保護観察、少年院送致、児童自立支援施設等への送致がある。検察官に送致(逆送)した上で刑事裁判を受けさせる途もある。

今回のビデオで決定された試験観察とは、最終処分を決める前に家裁調査官が相当の期間(数か月程度)、指導を加えながら観察を行うという、いわば中間的な措置に当たるものである。ビデオのように、試験観察の成績を見た上で、当初は少年院に収容する必要があると考えられた少年に対し、保護観察の処分が言い渡されることもある。

イ 少年事件における被害者等への配慮制度について

リーフレット「少年犯罪によって被害を受けた方へ」には、 事件記録の

閲覧・コピー， 意見陳述， 審判結果の通知という3つの被害者配慮のための制度に関するQ & Aが記載されている。これらの制度は，平成12年の少年法改正により定められ，平成13年4月1日から実施されている。

事件記録の閲覧・コピーの制度は，少年審判を開始する旨の決定があった事件について，被害者等が損害賠償や保険金の請求をしたり，裁判所に意見を述べたいと考えているなど，正当な理由があるときに裁判所に対して事件記録の閲覧やコピーを申し出ることを可能とするものである。ただし，閲覧やコピーができるのは，犯罪の事実に関する部分に限られており，関係者のプライバシーに関する部分は閲覧やコピーが制限される。

また，被害者等が意見陳述を行う方法としては，審判の場で裁判官に対して行う方法と，審判以外の場で裁判官に対して行う方法のほか，審判以外の場で家庭裁判所調査官に対して行う方法の3つがある。少年のいる審判の場で意見陳述を行う場合には，被害者等が萎縮して意見を言えなくなることに配慮して，少年と被害者等の間についたて等を置くなど，遮へい措置を執ることも可能である。

最後の 審判結果等の通知において，申出に基づいて通知される内容は，少年と法定代理人（通常は両親）の氏名や住居，審判決定の年月日のほか，主文と理由の要旨とされている。

こうした3つの被害者配慮制度を利用するには，事前の申出が必要となる。被害者本人と被害者の法定代理人（親権者等）は，全ての制度の利用申出が可能であるが，被害者が亡くなっている場合には配偶者，直系親族，兄弟姉妹も申出が可能である。また，閲覧・コピーと結果通知については，被害者が重い病気や怪我をしている場合にも同じく配偶者等の申出ができることになっている。

なお，申出期間は，事件記録の閲覧・コピーと審判結果通知については少年の処分確定してから3年以内とされており，意見陳述については少年の処

分が決まるまでとされている。

(8) 意見交換

テーマ「少年事件における被害者への配慮」

委員から出された意見等は別紙のとおり

(9) 次回の意見交換のテーマについて

「高齢化社会における家庭裁判所の役割」

(10) 次回期日

平成 2 0 年 6 月 5 日 (木) 午後 1 時 3 0 分

(11) 本日の議事概要について

委員会終了後，報道機関に公表し，裁判所のホームページに掲載する。

(別紙)

岐阜家庭裁判所委員会委員から出された意見等

A委員 少年事件記録の閲覧は犯罪の事実に関する部分に限られるということだが、被害者やその遺族が損害賠償請求のためだけでなく、犯罪の原因、動機やその背景を知りたいという場合、その「事実に関する部分」には動機なども含まれるのか。

B委員 少年事件記録には、法律記録と社会記録の2種類がある。法律記録は、家庭裁判所に送致される捜査関係資料を中心とする事件記録のことで、社会記録は家裁調査官が少年本人や両親から聴いた事情や学校からの照会回答を資料化したものである。現行法上、閲覧の対象となるのは法律記録の非行事実に関する部分である。そこに事件の動機などが記載されていれば閲覧することができるが、少年の身上や生育歴などプライバシーに関わる部分は閲覧することができない。もっとも、非行の動機や背景と少年の生育歴には重なる部分もあることから、そうした部分の閲覧の線引きは難しく、被害者等への配慮制度の趣旨からも、閲覧の在り方については議論のあるところである。

C委員 法律記録の中でも、少年等のプライバシーに関する部分はマスキングするなどして、閲覧を制限してプライバシーの保護に配慮している。

D委員 意見陳述の制度の活用については、どのような状況にあるのか。

事務担当者 意見陳述の制度が始まった平成13年4月1日から平成19年3月31日までの6年間に、全国の家裁裁判所に意見陳述の申出のあったのは1,029人である。また、記録の閲覧・コピーの申出は3,563人、審判結果の通知の申出については3,934人であった。

C委員 被害者配慮の諸制度の利用には申出が必要になることから、被害者等がこれらの制度を知らない場合もあるのではないか。

事務担当者 少年事件の新受事件数に対し、被害者配慮のための諸制度の活用割合

は少ないと考えている。そこで、岐阜家庭裁判所では、一定の事件について「お知らせ」と題する書面に最高裁判所の「少年犯罪によって被害を受けた方へ」というリーフレットを同封して被害者等に送付して被害者配慮制度の周知を図っている。また、一定の事件については被害者等に「照会書」と題する書面を送付して、調査及び審判の参考にするとともに、被害者の気持ちや被害の実情を把握し、少年の反省を促すための資料としても活用している。この照会書については、送付した約8割の被害者等が回答に応じてくれている。

C委員 どのように少年の審判が進行し、結果としてどうなったのかは被害者にとって関心の高い事項であり、その内容は少年記録に記載されていることから、周知活動によって被害者配慮制度の利用は広がりつつある。

E委員 「お知らせ」や「照会書」が送付される「一定の事件の被害者等」とは、どのような事件の被害者を対象にしているのか。

事務担当者 少年法第22条の2第1項に規定する故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪と、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪、例えば、殺人、殺人未遂、強盗、強姦、強制わいせつ致傷、現住建造物放火や傷害致死等の重大犯罪の被害者等に送付している。このほかにも、裁判官、家庭裁判所調査官及び書記官とが協議の上、個別具体的にお知らせや照会を行うのが相当と認められる重大事件、例えば自動車運転過失致死などの事件についても実施する場合がある。

C委員 本日、検察庁から配布されたパンフレット「犯罪被害者の方々へ」は、特に少年犯罪に限らず、犯罪被害者一般に向けたものと思われるが、被害者全員に対して検察庁から送付されているのか。

E委員 捜査段階で事情を聴かれた被害者のほか、関係機関にも配布されているが、被害者全員が事情聴取を受けているわけではないし、検察官が口頭で被害者配慮制度を説明するだけの場合もあることから、被害者全員に配布されているわけではない。

F 委員 「少年審判」ビデオのケースは、両親がしっかりしていてスムーズに進行した事例だと思われる。そうでない場合には、家庭裁判所調査官の調査がはかどらずに審判に影響が出るようなケースもあるのではないかと。

事務担当者 確かにビデオはうまくいった事例であり、それほど簡単ではないのが実情である。しかし、家庭裁判所調査官と少年が話を続ける中で、少年が自ら抱える葛藤を克服し、変化していくことが多い。

F 委員 家庭裁判所調査官は、いつも1人で調査に当たっているのか。

事務担当者 非行動機があいまいで処遇が難しい場合や凶悪犯罪の場合には、複数の家庭裁判所調査官が1つの事件について共同調査を行い、少年からの事情聴取、保護者からの事情聴取のほか、少年の心理テストや関係機関との連絡調整を分担して行うこともある。

F 委員 昨今の情勢の変化により、少年の補導委託先は減少傾向にあるのではないかと。また、これに対し家庭裁判所はどのように対処しているのか。

事務担当者 当庁管内における補導委託先はそもそも多くはないものの、減少もしていない状況にある。少年の環境を調整することが効果的な場合も少なくないことから、補導委託先の確保は重要課題であり、当庁ではハローワークを回るなどして新規の補導委託先の開拓にも努めている。最初は非行少年の受入れを怖いと感じられる方が多いようだが、一度受け入れていただくと、その後は好意的に受入れを続けていただけるケースが多い。

C 委員 補導委託は、最終的な処分を決める前に少年の回復力等を見るために実施する中間的な措置である。今後は、補導委託先を確保するため、商工会議所を含めて幅広く働きかけを行うよう検討していきたい。

E 委員 意見陳述の申出に際し、被害者側は事前に何か準備を行っておくべきか、それとも、裁判官や家庭裁判所調査官がその場で話を聴いてくれるのか。

事務担当者 意見陳述の制度は、被害者や御遺族から直接お話しを聴く制度であることから、事前に書面を準備いただく必要は特にない。

E 委員 家庭裁判所調査官は、調査の場面で被害者から話を聴くことはないのか。

事務担当者 少年の非行原因を調べる上で必要があれば被害者調査を行う場合もあるが、被害者等の申出に基づいて行われるものとは趣旨が異なる。

E 委員 意見陳述を申し出たのに、話が出てこないという被害者はいないのか。

事務担当者 むしろ、被害者等から出る色々な話を、家庭裁判所調査官が途中で整理したり確認しながら聴取させていただく場合が多い。

F 委員 岐阜県下に児童自立支援施設は何か所あり、その定員や活用状況はどのようになっているのか。また、児童相談所長に送致された少年は、その後どのように処遇されるのか。

事務担当者 児童自立支援施設の概況については、次回までに調査した上で回答したい。児童相談所長に送致された少年は、在宅で児童福祉司が指導に当たるケースのほか、親権者等の同意を得て児童自立支援施設や児童養護施設に入れるケースもある。児童自立支援施設とは、従来、教護院と呼ばれていた施設で、18歳未満の少年が対象とされているが、現実には主に中学生を対象として運用されている。

G 委員 私は、少年友の会で昨年秋に児童自立支援施設を訪問した。広い敷地の中で、7人の先生が13人の男子と3人の女子をマンツーマンに近い形で指導しており、子どもたちも伸びやかに生活していた。いずれも家庭内に問題を抱えており、保護環境の悪さが少年非行につながった子供たちであった。

F 委員 各民生委員・児童委員協議会には、少年問題を専門に取り扱う主任児童委員が2人ずつ配置されている。主任児童委員は、児童虐待や育児放棄といった問題に取り組むため、研修の一環として児童自立支援施設等の見学を行っている。

H 委員 少年犯罪は自分たちとは遠いところにあるものだと思っていた。しかし、少年非行の原因が家庭にもあると聞き、子の親である社員を抱える企業としても縁遠い話ではないと感じた。少年非行の原因となる家庭問題には、どのようなものがあるのか。

事務担当者 家庭に原因のない少年事件は少ないと言ってよい。問題がなさそうな家庭でも、両親の養育方針がズレているなど、一見すると家庭問題が分かりにくい場合もある。これまで非行の一般化と言われてきたが、家庭裁判所調査官が事情を聴いていくと、家庭内にはいろんな問題があり、ケースは千差万別である。